

あま市公共工事の前金払の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及びあま市予算決算会計規則（平成22年あま市規則第35号）第69条の規定に基づく公共工事に要する経費の前金払に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する土木建築に関する工事及び測量で、契約金額が300万円以上のものとする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ各号に定める割合とする。

- (1) 土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。） 契約金額の10分の4以内
- (2) 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造（以下「設計等」という。） 契約金額の10分の3以内
- (3) 測量 契約金額の10分の3以内

(前金払の制限)

第4条 市長は、予算の執行上その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないものとする。

(2会計年度以上にわたる契約における前金払)

第5条 継続費に係る2会計年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額に対して行うものとする。

3 債務負担行為に係る2会計年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

4 第1項及び前項の場合における第3条の規定の適用については、同条中「契約金額」を「年割額に応じた出来高予定額」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第3項の場合における2年度以降の前金払については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

(中間前金払の対象)

第6条 中間前金払の対象は、第2条の規定に基づき前金払を行った土木建築に関する工事（設計等を除く。）のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払の請求をしていないこと。

2 前項各号に掲げる要件については、請負者が第13条第1項の規定に基づく書類の提出をした時点（以下「認定請求時」という。）の工期及び契約金額を基準とするものとする。

3 第4条の規定は、中間前金払について準用する。

（中間前金払の割合）

第7条 中間前金払の割合は、認定請求時における契約金額の10分の2以内とする。ただし、前金払と中間前金払の合計金額は、認定請求時における契約金額の10分の6以内とする。

（2会計年度以上にわたる契約における中間前金払）

第8条 継続費に係る2会計年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額に対して行うものとする。

3 債務負担行為に係る2会計年度以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の年割額に応じた出来高予定額に対して行うものとする。

4 第1項及び前項の規定に基づく各年度の中間前金払を行うことができる要件は、第6条中「工期」を「当該年度の工期」と、「当該工事」を「当該年度の工事」と、「契約金額」を「当該年度における年割額」と読み替えて、同条の規定を準用するものとする。

（中間前金払と部分払）

第9条 請負者は、同一の契約において中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、継続費又は債務負担行為に係る特例として、各年度の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、中間前金払をした工事が、契約金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合又は天候等請負者の責に帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず繰越となるものについては、部分払をすることができるものとする。

(端数の整理)

第10条 前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払等の明示)

第11条 前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）の対象工事である旨及び前金払等の割合等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。

(前払金の請求及び支払)

第12条 前払金を受けようとする者は、契約締結後速やかに法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を添付して、前払金請求書（様式第1号）により市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により前払金の請求があったときは、請求書を受理した日から14日以内に支払うものとする。

- 3 前払金を受けようとする者は、第1項の規定による保証証書の添付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金を受けようとする者は、当該保証証書を添付したものとみなす。

(中間前払金の請求及び支払)

第13条 中間前払金を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前金払認定請求書（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 請負者から前項の規定に基づく中間前金払認定請求書の提出があったときは、第6条第1項各号（第8条第4項において準用する場合を含む。）の要件を満たしていることの確認を行うものとする。
- 3 前項の規定に基づく確認を行ったときは、請負者が中間前金払を請求する要件を具備していることを認定するか否かについて、中間前金払認定通知書（様式第3号）を請負者へ交付するものとする。

4 前項の規定に基づく中間前金払認定書の交付により認定を受けた請負者は、中間前金払認定書に法第2条第4項に規定する保証事業会社と中間前払金に関し、同条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書を添付して、中間前払金請求書（様式第4号）により市長に請求しなければならない。

5 前条第2項及び第3項の規定は、中間前払金の支払について準用する。

（契約金額の変更に伴う前払金の増減）

第14条 工事の内容の変更その他の理由により契約金額を著しく増額した場合は、増額後の契約金額の第3条に規定する割合により算出した前払金の額（中間前払金の支払を受けているときは増額後の契約金額の第7条に規定する割合により算出した中間前払金の額の合計額）から受領済みの前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下、この条において同じ。）を差し引いた額以内で前払金の支払を請求することができる。この場合において請負者は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

2 工事の内容の変更その他の理由により契約金額を減額した場合において、受領済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分の5（中間前金払の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還させるものとする。

3 請負者は、第1項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、請負者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

（前金払等をしたときの部分払）

第15条 前金払等をしたときにおける部分払の額は、部分払をしようとする額から前金払等の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

（前払金等の返還）

第16条 前払金等の支払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支払済の前払金等の全部又は一部を返還させるものとする。

（1）前払金等を当該工事以外の目的に使用したとき。

（2）法第2条第4項に規定する保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

（3）当該工事の契約が解除されたとき。

2 前項に規定する返還をする場合においては、前払金等を受けた日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき前払金等に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法

律第256号)第8条第1項の規定に基づき定める率を乗じて得た額の利息を付するものとする。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第53号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の各告示の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年告示第141号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のあま市公共工事の前金払の取扱いに関する要綱の規定は、令和5年10月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則（令和6年告示第184号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後のあま市公共工事の前金払の取扱いに関する要綱の規定は、令和7年4月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

あま市長 様

請負者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

前払金請求書

下記のとおり請負代金を前払いしてください。

記

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金										

(消費税含)

ただし、下記工事の前払金として

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 契約締結年月日 年 月 日
- 5 請負代金額 金 円
- 6 支払方法

金融機関			
預金種別	別口普通預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 2 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

あま市長 様

請負者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

中間前金払認定請求書

次の工事について、中間前金払を受けたいので認定を請求します。

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
契 約 金 額	金 円
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
前 払 金 額 (受 領 済 額)	金 円
進 捗 状 況 (年 月 日現在)	契約金額の % (工期が複数年の場合は、各年度における出来高予定額に対する割合を記載すること。)
	全行程の % (工期が複数年の場合は、各年度における作業工程に対する割合を記載すること。)
添 付 書 類	1 実施工程表 2 工事写真

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

あま市長



中間前金払認定通知書

次の工事について、中間前金払の要件を満たしていることを認定します。

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契約締結年月日	
契 約 金 額	金 円
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
前 払 金 額 （ 支 払 済 額 ）	金 円
適 用	

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

あま市長 様

請負者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

中間前払金請求書

下記のとおり請負代金を前払いしてください。

記

	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金										

(消費税含)

ただし、下記工事の中間前払金として

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 契約締結年月日 年 月 日
- 5 請負代金額 金 円
- 6 支払方法

金融機関			
預金種別	別口普通預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第 1 号 (第 1 2 条関係)

様式第 2 号 (第 1 3 条関係)

様式第 3 号 (第 1 3 条関係)

様式第 4 号 (第 1 3 条関係)